

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第19号

鳥取市税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市税条例施行規則（平成2年鳥取市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第22号中

「

所得金額等 (円)	富業所得	農業所得	不動産所得	利子・国外配当所得等	一般配当所得等	一時所得
	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	雑所得(一般分)	公的年金等の収入	雑所得(年金分)	実働・臨時所得
	給与収入	専従給与収入	特定支出の額	所得金額調整控除額	給与所得(所得金額調整控除後)	繰越損失(合計)
	分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特別控除	株式等の譲渡所得等	分離配当所得 先物取引所得	山林所得(特別控除後)
▲ 上段は、軽減分		▲ 上段は、特定分+軽減分		総所得金額	合計所得金額	
所得控除額 (円)	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	障害者・労働・ひとり親・勤労学生	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	所得控除額計

を

控除対象項目	控除対象者	扶養親族	扶養障害者	本人障害者	本人該当	16歳未満扶養親族	課税計算の特例	肉親等所得
	有	特定 同居親族 その他	特別障害 その他障害	特別障害 その他障害	ひとり親 勤労学生			

」

所得金額等 (円)	営業所得	農業所得	不動産所得	利子・国外配当所得等	一般配当所得等	一時所得
	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	雑所得(一般分)	公的年金等の収入	雑所得(年金分)	変動・臨時所得
	給与収入	専従給与収入	特定支出の額	所得金額調整控除額	給与所得(所得金額調整控除後)	繰越損失(合計)
	分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特別控除	分離短期譲渡所得等	株式等の譲渡所得等 一般株式 上場株式	分離配当所得 先物取引所得
↑上段は、軽減分		↑上段は、特定分+軽減分		総所得金額	合計所得金額	
所得控除額 (円)	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定親族特別控除	基礎控除
	所得控除額計					

に

控除対象項目	障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	16歳未満扶養親族	内用生計所得
	有	有	有	有		
控除対象項目	配偶者	扶養親族	扶養障害	本人障害	本人該当	課税計算の特例
	老	老	その他	特別障害	その他障害	人
	人	人	人	人	人	

改める。

様式第23号中

所得金額等 (円)	営業所得	農業所得	不動産所得	利子・国外配当所得等	一般配当所得等	一時所得
	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	雑所得(一般分)	公的年金等の収入	雑所得(年金分)	変動・臨時所得
	給与収入	専従給与収入	特定支出の額	所得金額調整控除額	給与所得(所得金額調整控除後)	繰越損失(合計)
	分離短期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特別控除	分離短期譲渡所得等	株式等の譲渡所得等 一般株式 上場株式	分離配当所得 先物取引所得
↑上段は、軽減分		↑上段は、特定分+軽減分		総所得金額	合計所得金額	
所得控除額 (円)	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除	所得控除額計
	所得控除額計					

を

控除対象項目	障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	16歳未満扶養親族	内用生計所得
	有	有	有	有		
控除対象項目	配偶者	扶養親族	扶養障害	本人障害	本人該当	課税計算の特例
	老	老	その他	特別障害	その他障害	人
	人	人	人	人	人	



所得	給与収入					主たる所得区分	営業所得	農林所得	不動産所得	配当所得	雑所得	課税標準	総所得額									
	給与所得						雑所得						山林所得									
	その他の所得計						総所得金額						分離短期課税									
												分離長期課税										
												株式等の課税										
												上場株式等の配当										
												先物取引										
所得控除	雑損					障害・寡・ひ・勤					控除	扶養親族					本人該当区分					繰越損失
	医療費					配偶者特別						老配					未成年者					
	社会保険料					控						特定					特					
	小規模企業共済					扶養						同老					他					
生命保険料					特定親族特別					16歳未満					特							
地震保険料					基礎					その他					同							
												所得控除合計					特					
(摘要)																						

に

」

改める。

様式第46号備考第1号中「除く。）」の次に「又は市税条例第71条第1号ウの原動機付自転車」を加え、同様式備考第3号中「市税条例第71条第1号ウ」を「市税条例第71条第1号エ」に改め、同様式備考第4号中「市税条例第71条第1号エ」を「市税条例第71条第1号オ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市税条例施行規則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。